

市内 障害福祉サービス事業所等 管理者 様

船橋市健康福祉局

福祉サービス部 障害福祉課長

指導監査課長

子育て支援部 療育支援課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底等について（通知）

平素より本市の福祉行政の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご尽力いただいているところではありますが、市内障害福祉サービス事業所等でもクラスターが発生するなど、全国的な感染拡大が続いており、千葉県においても令和3年7月30日付で3度目となる緊急事態宣言が発令されました。

当該状況下で、職員と利用者が会話をしながら食事を取り、更には日々の健康観察も行っていなかったことが原因で感染が広まったと推察される事案が発生し、市保健所より職員及び利用者の健康管理、マスクの着用、適切な消毒等、事業所内に持ち込まない行動の徹底について厳しく指導がありました。

事業所等で感染者が発生した場合、感染者への対応のみならず、事業所内等の消毒やゾーニング、家族等への説明、廃棄物の処理、職員の安定的な確保及び安全なケアの提供の継続等の対応が求められます。また、職員が濃厚接触者となった場合は就業制限がかかり、事業所等の運営に支障をきたす可能性もあるため、適切な感染対策の実施が重要となってきます。

つきましては、以下の内容等を参考として、事業所内等に限らず運営法人も含めた職員全体で、改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

1. 感染拡大防止に有効と考えられる対策

①基本的な対策（職員）

- 不要不急の外出等を控えること。
- 「3つの密」（密閉・密集・密接）が生じる場を徹底して避ける・作らないこと。
- こまめな手洗い、手指消毒、マスクの着用、適切な換気等を徹底すること。
- 健康管理を徹底すること。
- 食事の際は会話をしない、密を作らないこと。（対面着席をしないこと、隣との距離を十分に空けること、食事時間を分散すること等）
- 感染リスクの高い行動（会食時のマスクなしでの会話等）をとった場合は、より一層の感染対策を行うこと。同居家族等が感染リスクの高い行動をとった場合は、家庭内においてもマスクを着用するなどの対策を徹底して家庭内感染を防ぎ、事業所等へ感染を広げない対策を行うこと。

②サービスの提供（利用者等に対する対策）

※利用者等：利用者、入所者、入居者のこと

- マスク未着用での会話やサービスの提供は行わないこと。
- マスクの着用ができる利用者等であるかを把握し、マスクの着用を促すこと。
- 利用者等の健康管理（入所施設等では1日2回以上の検温と記録、通所・訪問事業所等ではサービス提供前の検温と記録、症状等の健康状態の確認と記録）を徹底すること。また同様に、職員の健康管理についても適切な実施と記録を徹底すること。
健康管理を行う責任者は、日々これらの状況及び記録について確実に把握すること。
- 職員や利用者等及び関係者に体調不良者がいる場合（PCR検査を受けた場合はその結果判明まで）は、自宅待機や利用を控えてもらうなどの対応をすること。
- 食事は、対面着席をしない、十分に隣との距離を空ける、利用者等ごとに時間をずらす、部屋食にするなど密にならない対策を行うこと。
- 個人防護具（PPE）は必要数を事業所等で確保、備蓄しておくとともに、正しく使用して安全なケアの提供を行うこと。
- 複数のサービスを併設する事業所等では、サービス毎の感染拡大防止対策の徹底に加えて、感染者が発生した際に併設サービスにまで感染が拡大しないように、平時から感染経路となり得る人や物のサービス間の往来や共用設備の利用等についても、対策（消毒の実施やPPEの使用等）を徹底すること。
- 職員を介した感染拡大を防ぐため職員を固定する（フロアごと、ユニットごと、利用者等ごと等）、動線を分ける、休憩室や更衣室の共用を避けるなどの対策を行うこと。

③発生時の対応（事業所等・職員）

- 入所施設等においては施設内での療養も想定し、通所・訪問事業所等においては感染していない利用者等への継続的なサービス提供の方法も想定したうえで、感染者発生時の対応（現場対応、保健所対応、備品や人員の確保、法人内連携、各業務責任者等）を定めておき、感染者が発生した際は迅速かつ適切に対応できるようにすること。

2. 感染者発生事業所等でみられた感染対策が不十分だと考えられる事例

①基本的な対策（職員）

- サービスごとの手指消毒を行っていなかった。
- マスク未着用で入浴介助等を提供していた。
- 食事の際、会話は控えていたが近接の人との距離が1m未満だった。

②介護の提供（利用者等に対する対策）

- マスクの着用ができる利用者等であるか把握しておらず、本来マスクの着用ができる利用者等にも着用を促していなかった。
- 症状等の健康状態の確認と記録が徹底されておらず、利用者等の体調変化を適切に把握できていなかった。
- 食事の際、十分な距離を空けずに利用者等を着席させていた。（近隣にいた利用者等に感染者が発生）
- PPEの適切な交換や手指の消毒を行わずに、複数利用者等へサービスの提供を行っ

ていた。

- 口腔ケア等の飛沫感染の恐れがあるサービスの提供時に、マスクは着用していたがゴーグルやフェイスガード及び手袋等の着用をしていなかった。
- 職員のフロア固定をしていなかった。(複数フロアで感染者が発生)
- 感染した職員が併設サービスと兼務していた。(サービスを越えて感染者が発生)

③発生時の対応(事業所等・職員)

- 保健所に提出すべき資料が速やかに提出されず、状況把握や濃厚接触者等の特定が迅速に行えなかった。
- 保健所とのやり取りの際、事業所等の担当者が定められておらず、状況把握や濃厚接触者等の特定が迅速に行えなかった。
- 発生時に並行して行うべき対応(現場対応、保健所対応、事務対応等)について、事業所等内での分担が定められておらず、各対応に遅れが生じた。

これらの内容に加えて、国等から発出される新型コロナウイルス関連の通知等も確認いただき、感染拡大防止対策の徹底の参考としてください。(※1)

また、事業所等の職員または利用者等において新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、速やかに船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター(帰国者・接触者相談センター)にご相談していただきますようお願いいたします。(※2)

参考

※1: 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(市ホームページ)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

※2: 高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる場合・陽性と判定された場合の感染症発生連絡票等の提出について(市ホームページ)

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769.html>

トップ>健康・福祉・衛生>感染症・難病・健康被害>感染症>高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる場合・陽性と判定された場合の感染症発生連絡票等の提出について

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市健康福祉局福祉サービス部

・障害福祉課 計画係 TEL 047-436-2307

・指導監査課 第一係 TEL 047-436-2425

船橋市健康福祉局子育て支援部

・療育支援課 整備計画係 TEL 047-436-2121